

この時期(2～3月ごろ)に多く寄せられるご質問について

「確定拠出年金を老齢給付金として受け取りした場合は、確定申告が必要ですか？」

以下、ご参照ください。

老齢給付金の受け取りにおいて

「全額を一時金」を選択している場合

お手続きの際に、裁定請求書と一緒に「退職所得の受給に関する申告書」や「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」をご提出された場合は、退職所得に係る所得税等は源泉徴収されて課税手続きが完了しておりますので、**退職所得の確定申告は不要**です。

退職所得の支払を受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、既に税率 20.42%にて源泉分離課税されている等の場合、退職所得部分の確定申告を行えば税金が還付されることがあります。

基礎控除や配偶者(特別)控除の適用に受けるに際して、同控除の計算にあたっては、その年の合計所得金額に同年の退職所得(※1)を加算します。給与所得者の方は年末調整にて、それ以外の方は確定申告にて申告する必要がありますので、詳しくは職場または税務署でご確認ください。

(※1)退職所得 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 等

「全額を年金」または「一部を一時金、残りを年金」を選択している場合

年金受取部分については、原則、確定申告が必要です(※2)。

年金受け取りでは、他の所得の多寡にかかわらず年金支払時に一律 7.6575%が源泉徴収されるため、毎年、確定申告を行い、他の所得を加味した税金の過不足分の調整を行います。例年 1 月頃に源泉徴収票をご登録住所に送付しますので、確定申告の手続きでご使用ください。

なお、「一部を一時金、残りを年金」を選択した場合の一時金部分については、前述の「全額を一時金」を選択している場合と同様の対応となります。

(※2)公的年金等の収入額が 400 万円以下であり、かつその年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合には確定申告は必要ありません。

その他、上記につきましては、税務申告書類のご記入方法を含め、所轄の税務署にてご確認ください。

ご相談等がございましたら、WEB 個別相談(ご利用方法は[こちら](#))をご活用ください。

以上